

別記様式第 1 2 号の 3 (第 7 条関係)

指示書

第 年 月 日

殿

熊本県公安委員会

印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 5 8 条の 4 の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る自動車	使用の本拠の 位 置	
	自動車(登録) 番 号	
指 示 事 項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

(注意) この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 7 5 条の 2 第 2 項の規定による自動車の使用制限の処分を受けることがあります。

(教示) この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県公安委員会(熊本県警察本部交通指導課経由)に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第 1 2 号の 4 (第 7 条関係)

指示書

第 年 月 日

殿

熊本県公安委員会

印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 6 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 3 条第 1 項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示)

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県公安委員会(熊本県警察本部交通指導課経由)に対し異議申立てをすることができます。

別記様式第 1 2 号の 5 (第 7 条関係)

第 号

指示書

住所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 2 条第 1 項
り、以下のとおり指示します。 第 2 5 条第 2 項第 1 号 の規定によ

指示事項

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に
基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に
熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通企画課経由）に対し異議申立てを
することができます。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。